

1-1-31 現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）等

1. 契約書第 11 条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について、「現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者選任通知書」（第 7 編 様式-2）及び「工事担当技術者写真票」（第 7 編 様式-2 の 2）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、「現場代理人等変更理由通知書」（第 7 編 様式-31）及び「工事担当技術者写真票」を提出（変更が生じたときから 10 日以内）しなければならない。

2. 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く。）また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。

なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、「現場代理人 主任技術者 専門技術者経歴書」（第 7 編 様式-4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第 7 編 様式-5）を作成（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

（公的書類例）

- ・健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（標準報酬決定通知書）
- ・~~雇用保険における被保険者証~~
- ・~~雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）~~
- ・住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（市町村発行特別徴収税額決定書）（~~特別徴収義務者用~~）
- ・監理技術者資格者証
- ・~~その他、公的書類で雇用が確認できる書類~~

ただし、経営規模等評価結果通知書において健康保険が適用除外となっており、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（市町村発行特別徴収税額決定書）、監理技術者資格者証の提出もできない場合に限り、監督員と協議のうえ雇用保険関係書類の写し等その他公的書類を提出すること。